

令和7年8月から「資格確認書」に切り替わります！

国の法改正により、令和6年12月2日からマイナ保険証(マイナンバーカードの保険証利用登録)を基本とする仕組みへ移行しており、従来の「保険証」が発行されなくなりました。

令和7年度更新時は、マイナンバー登録の有無にかかわらず、「資格確認書」を交付します。

◎ピンク色の「被保険者証(保険証)」をお持ちの人へ、
「資格確認書」を交付します。

新

後期高齢者医療資格確認書

有効期限 令和 8 年 7 月 3 1 日
交付年月日 令和 7 年 8 月 1 日

被保険者番号	1 2 3 4 5 6 7 8		
住所	うるま市石川石崎一丁目1番		
氏名	後期 太郎	性別	男
生年月日	昭和 2 3 年 1 月 1 日		
資格取得年月日	令和 5 年 1 月 1 日		
負担割合	1 割		
発効期日	令和 5 年 1 月 1 日		
限度区分	区 II		
発効期日	令和 5 年 1 月 1 日		
長期入院該当日	令和 6 年 8 月 1 日		
特定疾病区分	区分 A		
発効期日	令和 6 年 1 0 月 1 日		
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3 9 4 7 0 0 0 0 沖縄県後期高齢者医療広域連合 公印		

旧

後期高齢者医療被保険者証

有効期限 令和 7 年 7 月 3 1 日
交付年月日 令和 6 年 8 月 1 日

被保険者番号	1 2 3 4 5 6 7 8	
住所	うるま市石川石崎一丁目1番	
氏名	後期 太郎	男
生年月日	昭和 2 3 年 1 月 1 日	
資格取得年月日	令和 5 年 1 月 1 日	
発効期日	令和 5 年 1 月 1 日	
一部負担金の割合	1 割	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3 9 4 7 0 0 0 0 沖縄県後期高齢者医療広域連合 公印	

旧

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証

有効期限 令和 7 年 7 月 3 1 日
交付年月日 令和 6 年 8 月 1 日

被保険者番号	1 2 3 4 5 6 7 8	
住所	うるま市石川石崎一丁目1番	
氏名	後期 太郎	男
生年月日	昭和 2 3 年 1 月 1 日	
発効期日	令和 5 年 1 月 1 日	
適用区分	区分 I	
長期入院該当日	保険者印	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3 9 4 7 0 0 0 0 沖縄県後期高齢者医療広域連合 公印	

旧

後期高齢者医療限度額適用認定証

有効期限 令和 7 年 7 月 3 1 日
交付年月日 令和 6 年 8 月 1 日

被保険者番号	1 2 3 4 5 6 7 8	
住所	うるま市石川石崎一丁目1番	
氏名	後期 太郎	男
生年月日	昭和 2 3 年 1 月 1 日	
発効期日	令和 5 年 1 月 1 日	
適用区分	現役 I	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3 9 4 7 0 0 0 0 沖縄県後期高齢者医療広域連合 公印	

◎むらさき色の「限度額適用・標準負担額減額認定証」

または「限度額適用認定証」をお持ちの人は、

「資格確認書」に“併記”され、

2枚の証が1枚になります。